

臨床倫理部

大学病院特有項目:

臨床倫理コンサルテーション相談件数

▶ 項目の解説

各病棟・外来など全ての医療現場で生じる倫理的な問題を、現場スタッフがひとりで抱え込み、独断・独善で判断してしまった場合には、患者の人権や尊厳を侵害する行為となります。善意であっても独善的な判断に陥ることを予防し、医療の質を向上させる観点からも相談件数は、そのアセスメント指標として重要です。

▶ 定義

件/年

コメント

臨床倫理部の創設は平成24年度。
20件の内訳は、以下の通り。
 <相談者属性>
18件医師、1件看護師、1件PCT経由
 <診療科属性>
外科系:6件、内科系:4件、その他:10件、
 <相談内容分類>
「延命治療の差し控え・中止」に関わるもの:4件、「医学的適応のある治療方針と患者・家族の意向の不一致」に関わるもの:7件、「病名告知」に関わるもの:2件、「適応外医療」に関わるもの:4件、「遺伝子診断」に関わるもの:1件、その他:2件
 ※緊急コンサルト対応ケース:13件
 ※倫理コンサルタントが直接、患者・家族とも接触したケース:2件
 ※臨床倫理委員会にて審議を行ったケース:3件

算式

延指導件数

単位

件

臨床倫理コンサルテーション相談件数

